

シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、高齢者の多様なニーズに対応し、地域社会で就業を希望する高齢者へ就業機会を提供することで、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実や健康の保持増進を図るとともに、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

現在、センターでは請負・委任に係る会員への配分金に消費税を含めて支払いを行い、仕入税額控除を行っている。しかし、令和5年10月に導入が予定されている適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度がそのまま適用されると、免税事業者であるセンターの会員が課税事業者となりインボイスを発行しなければ、センターは配分金に含まれる消費税の仕入控除が行えず、新たに税を負担しなければならない。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担に対する財源を捻出することは困難である。

また、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、地域社会で就業を希望する高齢者の受け皿として、センターの果たす役割はますます重要なものとなってきており、その影響は極めて大きく、正にセンター存続の危機を招きかねない。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、センターの特性と社会的意義を十分考慮し、センター会員への配分金について、インボイス制度の適用を除外するなど、将来にわたりセンターの安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日提出

相 模 原 市 議 会

国  
内  
会  
閣  
あ  
て